

第 号  
年 月 日

様

野田市長

㊟

保育所等利用保留通知書

年 月 付けで申込みのありました保育所等の利用については、次のとおり保留したので、野田市保育所等の利用に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

利用を希望する児童の 氏名及び生年月日	年 月 日生
利用を希望する 保育所等の名称	
保留の理由	
備考 1 年度内については引き続き審査を行い、利用が可能となった場合には、その旨を通知いたします。 2 保育所等利用申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。